

番 号：諮問第168号

答申日：令和元年9月11日

## 答 申

### 第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成27年7月17日付けで公文書開示請求を行った。
- 2 実施機関は、当該開示請求について対象公文書を特定できなかったため、補正通知を2度を送付し、異議申立人の補正により、本件開示請求の対象公文書を特定した。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、開示決定等期限延長を行った上で、当該開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で本件公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年9月18日付け地政第04170002号の13で異議申立人に通知した。
- 4 異議申立人は、平成27年10月8日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容要旨

## 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、移動根拠の開示を求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書準備文書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 「地番の移動が判る事業計画、作業規程」を作成又は取得せずに適法な地籍調査はできない。
- (2) これら文書がない場合は、地籍調査を取り消し、正しい岩出町大字山崎についての地籍調査を行う必要がある。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

当初の請求は、同法第6条第2項と記載されており、実施機関はこれまでの経緯から同法は国土調査法（昭和26年法律第180号）を指すと推測した。

しかし、本県の地籍調査は国土調査法第6条の3に基づき実施しており、同法第6条の3第2項に基づき毎年度事業計画を定め、岩出市は同法第6条の4第2項に基づき、実施計画や作業規程を県に提出している。

実施機関としては、異議申立人が請求したいのは、船戸の一部地区(403)の実実施計画や作業規程ではないかと推測し、補正通知書（1回目）では「国土調査法第6条の4第2項に基づく文書」の請求を提案した。

しかし、異議申立人からの1回目の補正は「船戸」と「山崎」を混同し、「実施計画」ではなく「事業計画」の開示を要求するものであった。さらに2回目の補正では「地番の移動がわかる事業計画、作業規程」の開示請求となった。

内容が大幅に異なるものの、2回目の補正で内容は特定でき、「地番の移動がわかる事業計画、作業規程」は作成又は取得していないため、非開示決定を行ったものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

### 2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関は、「地番の移動がわかる事業計画、作業規程」は作成又は取得していないため非開示決定を行った旨説明する。

本件諮問と同一機会に行われた諮問第161号、第169号等における実施機関の説明によると、地籍調査は筆界を確認していく調査であり、「地番を移動させたり、確定したり」という処分行為を行うものではないとのことである。

地籍調査の性質について、実施機関の説明に矛盾はなく、そうすると、本件対象公文書についても「作成又は取得していない」との理由は特段不合理ではない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」として非開示決定を行った本件処分は妥当である。

### 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成27年10月19日	○諮問（実施機関）
平成27年11月5日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成27年11月13日	○異議申立人からの意見書準備文書を受理
平成29年3月16日	○審議
平成29年4月25日	○審議
平成30年12月26日	○審議
平成31年2月12日	○実施機関からの説明及び意見の聴取

平成 31 年 2 月 18 日	○実施機関からの資料を受理
平成 31 年 3 月 6 日	○審議
平成 31 年 3 月 27 日	○審議
令和元年 6 月 18 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 27 年 7 月 17 日	平成 21 年 8 月 6 日付岩市事第 870 号で請求の「和歌山県岩出市船戸の一部地区の地籍図及び地籍簿」及び関連文書、同法第 6 条第 2 項で届出計画に係る調査の作業規定、同 3 項による指定関係文書、同 4 項の国土交通大臣に意見を求めた内容について原本開示
平成 27 年 7 月 29 日 (補正 1 回目)	平成 21 年 8 月 6 日付岩市事第 870 号で請求した山崎地区に関する事業計画、作業規程の原本開示。
平成 27 年 8 月 13 日 (補正 2 回目)	平成 21 年 8 月 11 日受付岩市事第 870 号で認証請求した岩出市船戸の一部とは(403)地籍図のことであるが、認証書には(403)を記載していなかった為に錯誤があった。(403)の地籍図には、地番の移動がある。地番の移動がわかる事業計画、作業規程の原本開示。